

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	窓口フロントヤードに関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

旭川市は、窓口フロントヤードに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

旭川市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	窓口フロントヤードに関する事務
②事務の内容 ※	「旭川市次世代窓口グランドデザイン」の理念に基づき、「行かなければならない」「わからない」「ゼロ」の窓口を構築し、「来庁前のわからない0化」「来庁時のわからない0化」「窓口でのわからない0化」「来庁しなければならぬ0化」の4つの0化の実現に向けた手法を検討する。 主な手法については次のとおり。 ・定型的な問い合わせについては、AIを活用した事前問診を行うことで、窓口において即時対応が可能となる状態とし、職員のメール対応、電話対応に要する時間の削減を図る（来庁、事前のWeb検索いずれにも対応）。これにより来庁時に必要な持ち物などの事前の情報提供、相談内容の事前の共有など、来庁時にスムーズな窓口対応を行う。 ・AIを活用した来庁者の問診情報は、事前に窓口に関連され、業務マニュアルと業務システムの連携により、職員が迷わず業務を実行できる状態にする。 ・市民の希望に応じて手続きの手段や場所を選択できる仕組みとする。オンラインの拡充及び業務効率化により生じたりソースの活用により窓口での丁寧な対応を提供する。 これらの課題を解決するために、次の方法にて各データの利用、管理を行い、市民及び職員の負担軽減を図る。 ・AIコンシェルジュを活用し、来庁者及びWeb上で事前に相談事項を受け付け、必要な行政手続の案内を行う。オンラインでの申請が完結するものはオンライン申請を促す。 ・電子審査システムでは、中間DBから取得したデータを活用し、オンライン申請で受け付けた情報を自動処理（審査）することで、人手を介さず正確な情報で処理が行われる。結果についても自動で各システムへ連携することで、ミスの軽減、職員の負担軽減を図る。 ・CRMシステムでは、AIコンシェルジュで受け付けた問診結果及び中間DBから取得したデータを活用し、窓口での対応をスムーズに行える環境を構築する。本システムには、電子化した業務マニュアルをナレッジとし、AIによる検索機能を具備する。 ・閉域であるLGWAN領域上に中間DBを構築することで、各基幹システムから取得した情報を安全に活用する基盤とする。 上記一連の事務をもって市民満足度の向上と職員業務の抜本的な効率化を目指す、「旭川モデル」として次世代窓口の構築に取り組む。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	minnect 申請管理(電子審査システム)
②システムの機能	市民から電子申請(ぴったりサービス、名称変更予定)により申請された内容を受け付け、中間DB機能から取り込んだ住民情報を活用することで、電子的に審査を完了することを目的とするシステム。審査完了後はRPAにより各システムに情報を取り込むことで、書類等を介さず一気通貫で申請手続の完了を可能とする。これにより職員による入力誤りなどのミスを減らし、かつ処理時間の削減を可能とする。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (サービス検索・電子申請機能、中間DB機能、国民健康保険システム、障害者福祉システム、旭川市保健福祉情報システム(高齢者雪下ろし事業))

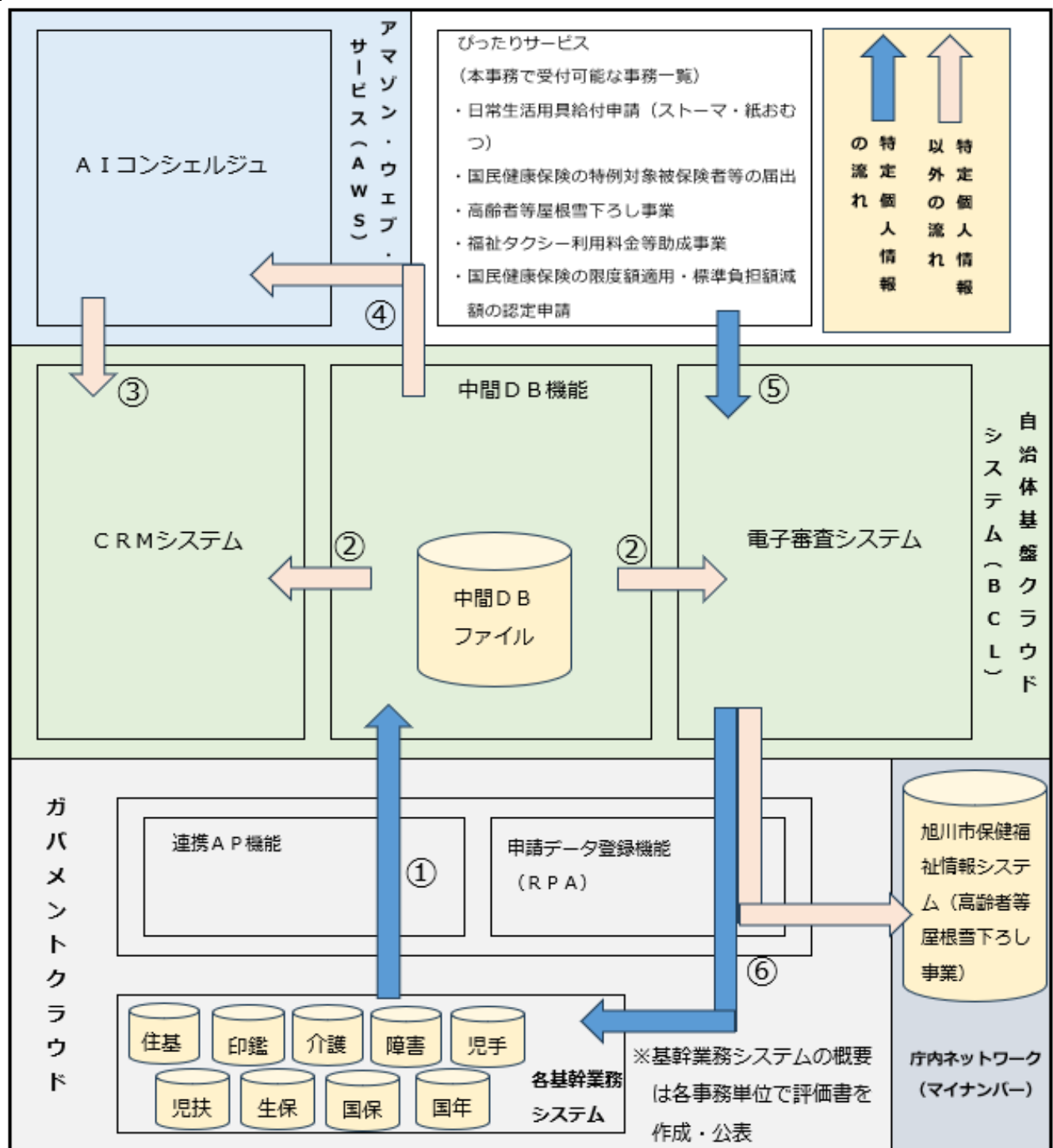
システム2

①システムの名称	minnect cBase(CRMシステム)
②システムの機能	総合庁舎1階、2階の各窓口に設置する端末から接続が可能であり、市民対応の際に職員が活用するシステム。 AIコンサルティングにより事前に行った問診の内容及び中間DB機能から取り込んだ住民情報を活用することで、事前に市民からの相談内容について把握するとともに、最小限の相談時間で対応を完了させることを目的とし、市民及び職員の負担軽減を目指す。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ AIコンサルティング、中間DB機能 ）

システム3	
①システムの名称	AIコンシェルジュ
②システムの機能	市民が事前に総合庁舎窓口を設置するサイネージ及びタブレット、又はWeb上からAIに対し必要な行政手続の相談をすることで、スムーズな窓口への誘導、手続きを可能とするシステム。 AIへの事前問診結果は、各窓口のCRMシステムに共有されるため、窓口での繰り返しの質問を省略でき、効率的な市民対応を可能とする。 また、問診の結果、手続きがオンラインで完結するものは該当のフォームへ誘導し、来庁不要、窓口での対応が不要で手続きが完了する導線の案内を行う。 マイナンバーカードを活用することで、本人認証に基づき中間DB機能から情報(匿名化)を連携することが可能であり、これらの情報に基づき、必要な行政手続をAIが特定する。(今後実装予定)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☐] その他 (CRMシステム、中間DB機能)
システム4	
①システムの名称	中間DB機能
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が提供するBCL(LGWAN環境下にある自治体基盤クラウドシステム)上に構築することで、安全に住民情報の利活用を可能とする。 各基幹業務システムから情報を集約することで、電子審査及び窓口業務に活用することが可能となる。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [☒] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [☒] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (電子審査システム、AIコンシェルジュ、CRMシステム、 各基幹業務システム(印鑑登録システム、国民健康保険システム、障害者 福祉システム、介護保険システム、戸籍システム、児童手当システム、児童 扶養手当システム、国民年金システム))
システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能(ぴったりサービス、名称変更予定)。 本事業に関連する受付が可能な事務は次のとおり。 ・日常生活用具給付申請(ストーマ・紙おむつ) ・国民健康保険の特例対象被保険者等の届出 ・高齢者等屋根雪下ろし事業 ・福祉タクシー利用料金等助成事業 ・国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額の認定申請 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能(マイナポータル申請管理)。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (電子審査システム)

3. 特定個人情報ファイル名		
中間DBファイル		
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由		
①事務実施上の必要性	行政で保有する正確な情報を活用した行政サービスの提供を行うに当たり、各基幹業務システムから情報を取得する必要があるため。	
②実現が期待されるメリット	窓口業務において各課が関連する情報を事前に取得しておくことで、対応する市民が対象となる制度等について漏れなく案内することが可能となり、市民及び職員双方の負担軽減が期待できる。 また、電子審査において業務システムから取得した情報を活用することで、申請処理及び業務システムへの再取り込みに係る事務処理誤りの軽減、業務効率化が期待できる。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	(住基)住民基本台帳法第7条 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以後「番号法」という。)第9条第1項及び各事務における別表の項番 (年金)第46項 (国保)第44項 (後期)第85項 (障害)第8項、第9項、第20項、第21項、第21の2項、第50項、第51項、第66項、第67項、第117項 (介護)第100項	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	旭川市行財政改革部行政DX課(各基幹システムとの連携部分を除く、事業全体に関すること) 旭川市市民生活部市民課(住民基本台帳システム、印鑑登録システム、国民年金システムとの連携に関すること) 旭川市市民生活部国民健康保険課(国民健康保険システムとの連携に関すること) 旭川市福祉安心部障害福祉課(障害者福祉システムとの連携に関すること) 旭川市福祉安心部介護保険課(介護保険システムとの連携に関すること) 旭川市福祉安心部生活支援課(生活保護システムとの連携に関すること) 旭川市福祉安心部長寿社会課(旭川市保健福祉情報システム(高齢者雪下ろし事業)との連携に関すること) 旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課(児童手当システム、児童扶養手当システムとの連携に関すること)	
②所属長の役職名	行政DX課長 市民課長 国民健康保険課長 障害福祉課長 介護保険課長 生活支援課長 長寿社会課長 子育て助成課長	
8. 他の評価実施機関		

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①各基幹業務システムから情報を集約し、中間DB機能内に「中間DBファイル」として保管。
- ②中間DB機能の情報を窓口業務 (CRMシステム)、電子審査 (電子審査システム) に活用。
- ③市民が窓口、Web上で行政手続についてAIコンシェルジュに相談、問診結果をCRMシステムに連携。
- ④ (実装予定) 市民が問診を実施する際、マイナンバーカードを活用することで、中間DB機能内に保有する情報 (匿名化) を問診に活用。
- ⑤市民が自宅等からぴったりサービスを用いてオンライン申請。
- ⑥電子審査完了後の情報を各システムに連携。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

中間DBファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
その必要性	住民票の異動等をはじめとする本事務において対象とするすべての事務が適切に履行できるよう、必要な範囲で特定個人情報を保有する必要があるため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報 [○] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [○] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [○] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (印鑑登録情報)	
その妥当性	本市における対象事務の効率化に伴う職員の業務効率化及びミスの低減並びに市民の利便性向上を図るために、各業務で用いる住民情報を必要とするため。	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	令和8年11月30日(予定)	
⑥事務担当部署	旭川市市民生活部市民課、国民健康保険課 旭川市福祉安心部障害福祉課、介護保険課、生活支援課 旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、障害福祉課、介護保険課、生活支援課、子育て助成課) [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 ()	

[illegible]

	対象となる本人の範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様
	その妥当性	CRMシステムや電子審査システム、AIコンシェルジュへの連携等の機能実装に伴い、同社への委託が必要なため。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (基幹業務システムからの自動連携)
⑤委託先名の確認方法		旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)に基づく公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社電通総研
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則、事前承諾としている(委託先事業者から業務の再委託に係る伺い書の提示を受け、妥当性を判断の上、承諾通知を交付する。)。妥当性の判断として、再委託先に対する監督や安全管理措置の適用などを審査する。
	⑨再委託事項	各システム等へデータ連携するための連携AP構築及び運用保守
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っている () 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☒ 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		自治体基盤クラウドシステム(BCL) ・自治体基盤クラウドシステムは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ②日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する自治体基盤クラウドシステムのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	☐ 定められていない ＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	本機能で保管する情報は、随時基幹システムから情報を入手しているため、保存期間は各事務において必要な期間となり、保存期間の経過後に不要となる情報が消去される。
③消去方法		<旭川市における措置> 中間DB機能では、各基幹業務システムから最新の情報を自動で取得しているため、保存期間の経過等による不要な情報は自動で消去される。 <自治体基盤クラウドシステムにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体基盤クラウドシステムの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【住民基本台帳システムから連携】

市区町村コード、宛名番号、個人履歴番号、個人履歴番号、枝番号、最新フラグ、世帯番号、住民種別、住民状態、異動年月日、異動年月日、不詳フラグ、異動年月日、不詳表記、異動届出年月日、異動事由、異動区分、申出日、戸籍届出・通知日、記載等の種別、氏名、氏_日本人、名_日本人、氏名_外国人ローマ字、氏名_外国人漢字、氏名_振り仮名(フリガナ)、氏_日本人_振り仮名、名_日本人_振り仮名、氏名_振り仮名公証・フリガナ確認状況、氏名_氏名のカタカナ表記、請求日、旧氏、旧氏_フリガナ、旧氏_フリガナ確認状況、通称、通称_フリガナ、通称_フリガナ確認状況、氏名優先区分、性別、性別表記、生年月日_元号、生年月日、生年月日_不詳フラグ、生年月日_不詳表記、続柄コード1、続柄コード2、続柄コード3、続柄コード4、続柄表記、世帯主氏名、住所_市区町村コード、住所_町字コード、指定都市_行政区等コード、住所_都道府県、住所_市区郡町村名、住所_町字、住所_番地号表記、住所_番地枝番数値、住所_方書コード、住所_方書、住所_方書_フリガナ、住所_郵便番号、住民となった年月日、住民となった年月日_不詳フラグ、住民となった年月日_不詳表記、住民となった届出年月日、住民となった届出年月日_不詳フラグ、住民となった届出年月日_不詳表記、転入前住所_市区町村コード、転入前住所_町字コード、転入前住所_都道府県、転入前住所_市区郡町村名、転入前住所_町字、転入前住所_番地号表記、転入前住所_方書、転入前住所_郵便番号、転入前住所_国名コード、転入前住所_国名等、転入前住所_国外住所、転入前住所_世帯主氏名、最終登録住所_市区町村コード、最終登録住所_町字コード、最終登録住所_都道府県、最終登録住所_市区郡町村名、最終登録住所_町字、最終登録住所_番地号表記、最終登録住所_方書、最終登録住所_郵便番号、住所を定めた年月日、住所を定めた年月日_不詳フラグ、住所を定めた年月日_不詳表記、転居前住所_市区町村コード、転居前住所_町字コード、転居前住所_都道府県、転居前住所_市区郡町村名、転居前住所_町字、転居前住所_番地号表記、転居前住所_方書コード、転居前住所_方書、転居前住所_方書_フリガナ、転居前住所_郵便番号、本籍、本籍_都道府県、本籍_市区郡町村名、本籍_町字、本籍_地番号または、街区符号、本籍_市区町村コード、本籍_町字コード、戸籍_筆頭者_氏、戸籍_筆頭者_名、転出届出年月日、転出予定年月日、消除の届出年月日、消除の異動年月日、不詳フラグ、消除の異動年月日、消除の異動年月日_不詳表記、転入通知年月日、転出年月日(確定)、転出先住所(予定)_市区町村コード、転出先住所(予定)_町字コード、転出先住所(予定)_都道府県、転出先住所(予定)_市区郡町村名、転出先住所(予定)_町字、転出先住所(予定)_番地号表記、転出先住所(予定)_方書、転出先住所(予定)_国名コード、転出先住所(予定)_国名等、転出先住所(予定)_国外住所、転出先住所(予定)_郵便番号、転出先住所(確定)_市区町村コード、転出先住所(確定)_町字コード、転出先住所(確定)_都道府県、転出先住所(確定)_市区郡町村名、転出先住所(確定)_町字、転出先住所(確定)_番地号表記、転出先住所(確定)_方書、転出先住所(確定)_郵便番号、外国人住民となった年月日、外国人住民となった年月日_不詳フラグ、外国人住民となった年月日_不詳表記、在留カード等番号、在留カード等番号区分、国籍等_国名コード、国籍名等、第30条45規定区分、居住地の届出の有無、在留資格等コード、在留期間等コード_年、在留期間等コード_月、在留期間等コード_日、在留期間の満了の日、処理年月日、地区管理コード1、地区管理コード2、地区管理コード3、地区管理コード4、地区管理コード5、地区管理コード6、地区管理コード7、地区管理コード8、地区管理コード9、地区管理コード10、記載順位、成年被後見人_該当有無、成年被後見人の審判確定日、成年被後見人の登記日、成年被後見人である旨を知った日、法第30条46又は47区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、住民票コード、最新フラグ、カード利用者証明用電子証明書_シリアル番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

(支援措置関係)

市区町村コード、宛名番号、住民票コード、支援措置区分、履歴番号、支援措置開始年月日、最新フラグ、支援措置終了年月日、世帯抑止区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

【印鑑登録システムから連携】

印鑑登録の有無

【児童扶養手当システムから連携】

市区町村コード、受給資格者_宛名番号、整理番号、受給資格者履歴番号、最新フラグ、認定請求年月日、請求年月日、当初支給開始年月日、支給開始年月、証書番号、証書記号、喪失年月日、喪失事由、支払差止開始年月、支払差止解除年月、認定年月日、児童扶養手当資格区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、受給資格者_宛名番号、整理番号、世帯判定履歴番号、年度、最新フラグ、支給停止事由、支給停止事由発生日、支給停止事由変更日、支給停止事由消滅日、支給停止解除事由、支給停止解除事由発生日、支給区分、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

【生活保護システムから連携】

市区町村コード、福祉事務所コード、ケース番号、申請履歴番号、決定履歴番号、員番号、最新フラグ、世帯管理番号、決定年月日、生活保護開始年月日、停止年月日、停止解除年月日、単併給区分、生活扶助フラグ、住宅扶助フラグ、教育扶助フラグ、介護扶助フラグ、医療扶助フラグ、出産扶助フラグ、生業扶助フラグ、葬祭扶助フラグ、宛名番号、廃止年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

【障害者福祉システムから連携】

市区町村コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、返還日、資格状態コード、判定日、初回交付日、再交付日、手帳交付者コード、手帳番号、統計部位コード、障害名、障害種別コード、総合等級コード、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、返還日、判定日、初回交付日、再交付日、手帳交付者コード、手帳番号、再判定年月、障害程度コード、旅客運賃割引コード、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、返還日、初回交付日、再交付日、手帳番号、有効期限、障害等級コード、有効期間開始日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、手当区分コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、決定日、喪失日、支給額、支給月額、振込日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、宛名番号、履歴番号、最新フラグ、喪失日、判定結果コード、支給額、振込日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

【介護保険システムから連携】

市区町村コード、介護保険者番号、被保険者番号、宛名番号、最新フラグ、資格履歴番号、日常生活圏域コード、被保険者区分コード、資格異動事由コード、資格異動日、資格届出日、資格取得日、資格喪失日、市区町村資格取得日、市区町村資格喪失日、資格保留コード、旧姓併記有無、要介護認定状況コード、要介護状態区分コード、要介護認定日、要介護認定有効期間開始日、要介護認定有効期間終了日、公費受給者番号、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻、市区町村コード、介護保険者番号、被保険者番号、宛名番号、要介護認定履歴番号、最新フラグ、要介護認定申請区分コード、要介護認定申請日、要介護認定申請理由、要介護認定申請理由コード、要介護認定申請受理日、要介護認定状況コード、主治医所属者番号、主治医事業所番号、要介護認定申請者関係コー

ド、要介護認定申請者住所_市区町村コード、要介護認定申請者住所_町字コード、要介護認定申請者住所_都道府県、要介護認定申請者住所_市区郡町村名、要介護認定申請者住所_町字、要介護認定申請者住所_番地号表記、要介護認定申請者住所_方書、要介護認定申請者郵便番号、要介護認定申請同意コード、要介護認定延期通知省略同意コード、要介護認定至急審査コード、要介護認定申請者氏名漢字、要介護認定申請者電話番号、特定疾病コード、要介護認定情報提供同意コード、要介護認定申請受付場所コード、提出代行事業所番号、提出代行所属者番号、過去6か月間の事業所番号、過去6か月間の入院・入所等期間開始日、過去6か月間の入院・入所等期間終了日、要介護認定延期決定日、要介護認定事務日付等1、要介護認定事務日付等2、要介護認定事務日付等3、要介護認定事務日付等4、要介護認定事務日付等5、要介護認定事務区分1コード、要介護認定事務区分2コード、要介護認定事務区分3コード、要介護認定事務区分4コード、要介護認定事務区分5コード、要介護認定事務備考1、要介護認定事務備考2、要介護認定事務備考3、要介護認定事務備考4、要介護認定事務備考5、簡素化除外コード、要介護状態区分コード、要介護認定日、要介護認定有効期間開始日、要介護認定有効期間終了日、要介護認定有効月数、要介護認定理由、要介護認定理由コード、要介護認定職権変更区分コード、要介護認定職権変更理由コード、要介護認定職権変更日、要介護1の状態像コード、介護認定審査会の意見、転入前保険者番号、要介護認定却下取下理由、要介護認定却下取下理由コード、要介護認定却下取下日、要介護認定延期理由、要介護認定延期理由コード、要介護認定完了予定日、支給限度基準額、不服審査結果日、不服審査結果区分コード、不服審査前要介護度コード、認定申請イメージ情報1のファイル名、認定申請イメージ情報2のファイル名、認定申請イメージ情報3のファイル名、認定申請イメージ情報4のファイル名、認定申請イメージ情報5のファイル名、認定申請イメージ情報6のファイル名、認定申請イメージ情報7のファイル名、認定申請イメージ情報8のファイル名、認定申請イメージ情報9のファイル名、認定申請イメージ情報10のファイル名、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

【国民健康保険システムから連携】

市区町村コード、国保記号番号、宛名番号、最新フラグ、市区町村保険者番号、被保険者証記号、被保険者証番号、枝番、異動年月日、国保適用開始年月日、国保適用終了年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

【国民年金システムから連携】

市区町村コード、宛名番号、最新フラグ、資格有無区分、基礎年金番号、被保険者種別、資格取得年月日、資格喪失年月日、被保険者の種別の変更があった年月日、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

【児童手当システムから連携】

市区町村コード、受給者_宛名番号、最新フラグ、支給開始年月、支給終了年月、削除フラグ、操作者ID、操作年月日、操作時刻

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
中間DBファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	各事務に必要な情報の範囲に限り、各基幹システムから市民の情報を取得することになるため、システムの仕組上、対象者以外の情報を入手することはない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	基幹システムからのデータ連携時点で必要な情報のみを取得する仕様としている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	法令によって定めのある範囲に限り情報を取得するため、不適切な方法による入手は行われない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	電子申請はマイナンバーカードによる認証を経て申請されるため、本人以外からの申請は想定されない。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	本評価書で評価する特定個人情報ファイルにおいて個人番号は扱わない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	バッチ処理により定期的に情報の更新が行われる。また、各基幹業務システムから情報を取得するため、正確な情報が提供される。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	入手する情報については、ガバメントクラウド上に構築した閉域の環境から情報を取得することとなるため、安全に情報の取得が可能となる。また、取得後もLGWAN閉域内に構築されたBCL内で管理するため、安全性には十分な対策を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	〈宛名管理システムの措置(各基幹業務システム)〉 各事務の評価書に記載のとおり、個人番号事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。 〈中間DB機能における措置〉 データとして個人番号そのものを保有しない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	中間DB機能以外で、本評価書で評価すべきシステムで特定個人情報ファイルを保有しない。 電子審査システムでは、電子申請可能な事務の一部で個人番号を扱うが、台帳管理はなされず、一定期間経過後に消去される。 なお、各事務(業務システム)で利用する特定個人情報ファイルについては各事務の評価書にて評価・公表している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	中間DB機能へのアクセスは、委託事業者のみが可能。 認証については、IDとパスワードによる認証に加え、端末認証による多要素認証を実施している。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	中間DB機能へのアクセスは、委託事業者のみが可能。 本事業に関係ある従事者のうち、管理担当者(個人単位)にのみ権限が付与されている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	中間DB機能へのアクセスは、委託事業者のみが可能。 本事業に関係ある従事者のうち、管理担当者にのみ権限が付与されており、異動や退職に伴いアカウントの棚卸を実施する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	中間DB機能へのアクセスは、委託事業者のみが可能。 作業については証跡としてログが起こる仕様となっており、操作時間、作業者が特定可能。また、作業内容は動画として録画されており、作業内容の特定が可能となっている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	中間DB機能の管理担当者以外が本機能にアクセスできないよう、アクセス制限が施されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	中間DB機能の管理担当者以外アクセスできないよう、アクセス制限が施されており、各事務の職員を含め職員等が本機能にアクセスできないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(実装予定の機能であり、実装された場合は、) 問診に活用する目的から、AIコンシェルジュに対し中間DB経由で基幹業務システムから取得した情報を渡すことになるが、これらの情報は生成AIの汎用学習には利用されず、問診後即時でデータの削除を行うことで保存もされない仕様としている。		

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認	＜委託先事業者についての確認措置＞ 本委託事業者は、特定個人情報ファイルの取扱いについて、他の自治体ですでに類似のサービス提供の実績があることを確認しており、個人情報等の取扱いについては十分な知見と技術があることを確認している。 また、同社は情報セキュリティマネジメントシステムの国際的基準であるISO27001の認証、プライバシーマークの付与認定を受けている社であることを確認している。
--------------------	---

具体的な制限方法	中間DB機能へのアクセスは、委託事業者のみが可能。 本事業に関係ある従事者のうち、管理担当者（個人単位）にのみ権限を付与している。また、当該システムへのアクセスは監視カメラを設置した専用ルームからのみ可能としており、入退室状況についても管理している。
----------	---

具体的な方法	中間DB機能へのアクセスは、委託事業者のみが可能。 作業については証跡としてログが起こる仕様となっており、操作時間、作業者、作業内容の特定が可能となっている。
--------	---

委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者へ特定個人情報の提供は認めていない。 仮に提供しようとした場合、証跡としてログが起こる仕様となっており、操作時間、作業者、作業内容の特定が可能となっている。
-----------------------------------	---

委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	基幹業務システムからの自動連携でのみ、データを取得する。
----------------------------------	------------------------------

本システムで保管する情報は、旭川市事務取扱規程に基づき必要期間のみ保管の上、消去する。

規定の内容	本市と委託先事業者において、次の内容を含む個人情報関連の取扱いを規定している。 ・個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害しないこと。 ・本業務従事は、個人情報保護に関する教育を受けること。 ・個人情報に係る各項目は本業務の遂行に必要な範囲でのみ取り扱うこと。
-------	--

具体的な方法	委託先事業者と再委託先事業者において、個人情報の取扱いや情報セキュリティに関する事務が適切に履行されるよう、各種研修の実施や具体的なセキュリティ対策について、契約書に明記している。また、物理的、技術的な安全管理措置が適切に実施されていることを確認の上、委託先事業者が再委託先事業者を監督している。
--------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

--

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	自治体基盤クラウドシステムは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ②日本国内でデータを保管している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	①自治体基盤クラウドシステムではUTM(ファイアウォール、ウィルス対策等の機能を備えた統合セキュリティ機器)を導入し、アクセス制御、不正アクセス対策、ログ取得及び監視を実施している。 ②自治体基盤クラウドシステムでは、ウィルス対策ソフトを導入し、最新のパターンファイルへ適宜更新している。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④自治体基盤クラウドシステムは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤自治体基盤クラウドシステムのデータベースに保存される特定個人情報は、自治体基盤クラウドシステムの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥自治体基盤クラウドシステムと団体との接続はLGWANを介して行われており、インターネットから分離された閉域ネットワーク環境により安全性を確保している。 ⑦自治体基盤クラウドシステムの移行の際は、自治体基盤クラウドシステムの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人情報に準じて取扱いしており、各基幹システムにおける保存年限経過後、連携処理により消去される。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2： 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	本機能で保管する情報は、随時基幹システムから情報を入手しているため、保存期間は各事務において必要な期間となり、保存期間の経過後に不要となる情報が消去される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	本機能で保管する情報は、随時基幹システムから情報を入手しているため、保存期間は各事務において必要な期間となり、保存期間の経過後に不要となる情報が消去される。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<旭川市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」に係る内容により、運用状況を確認する。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<旭川市における措置> 情報セキュリティに関する内部監査を定期的実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <自治体基盤クラウドシステムにおける措置> ①運用規則等に基づき、自治体基盤クラウドシステムについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービスから調達しており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<旭川市における措置> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに基づき、各役割(事務取扱者、保護責任者及びシステム等の業務従事者)に応じた人的セキュリティ研修を定期的実施するとともに、意識教育や情報漏えいに伴う罰則規定に関することを含む研修等を実施することとしている。 また、契約に基づき委託先事業者に対しても、従業者への情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育・研修を実施するよう求めている。 <自治体基盤クラウドにおける措置> ①自治体基盤クラウドの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②自治体基盤クラウドの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウドの運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取扱いについて疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	旭川市市民生活部まちづくり協働課(情報公開・個人情報担当) 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 電話番号 0166-25-9101
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: ただし、写しの作成(モノクロコピー1枚(A3判まで)10円)や送付に必要な費用は、請求者の負担)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報ファイル簿(個人情報取扱事務単位の単票)においてファイル記録項目を公表。
公表場所	旭川市市民生活部まちづくり協働課ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	(事業全体に関すること) 旭川市行財政改革部行政DX課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎6階) 0166-25-5490 (住民基本台帳、印鑑登録に関すること) 旭川市市民生活部市民課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-9787 (国民年金に関すること) 旭川市市民生活部市民課(国民年金担当) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎1階) 0166-25-6306 (国民健康保険に関すること) 旭川市市民生活部国民健康保険課 070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-6287 (障害者福祉に関すること) 旭川市福祉安心部障害福祉課 〒070-8525 北海道旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 電話番号 0166-25-6476 (介護保険に関すること) 旭川市福祉安心部介護保険課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎2階) 0166-25-6485 (生活保護に関すること) 旭川市福祉安心部生活支援課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎5階) 0166-25-6458 (児童手当、児童扶養手当に関すること) 旭川市こども・女性・若者未来部子育て助成課 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地(総合庁舎3階) 0166-25-6446
②対応方法	受付簿を作成し、処理する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	旭川市市民参加推進条例、同施行規則及び意見提出手続事務取扱基準に基づき意見聴取を実施する。実施に際しては、市広報誌及び市ホームページに意見聴取中である旨の記事を掲載し、担当部局及び市政情報コーナー並びに市ホームページにて全文を閲覧できるようにした。
②実施日・期間	令和8年8月19日～令和8年9月24日(予定)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

[illegible]